

障がいのあるお子さんのために



ここでは、障がいのあるお子さんや保護者の方を対象とした制度を紹介します。
各種サービスのご利用については、下記担当課にご相談ください。

手帳

身体障害者手帳

身体に障がいのある児童が、さまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。手帳は、障がいの程度によって1級～6級に区分されます。



● 交付対象

視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱（ぼうこう）または直腸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能に永続する障がいがある児童

● 申請

必要書類を揃えて、市役所へ提出してください。

● 交付

松本市にて審査、交付された手帳を、市役所こども福祉課でお渡しします。その際、利用できるサービスの案内をします。

☎ こども福祉課 TEL 33-4767 FAX 36-9119

持って いくもの

- 身体障害者手帳交付申請書
- 指定医師による診断書・意見書
- 個人番号（児童）
- 書類提出者の本人確認書類（免許証等）
- 写真添付（縦4cm×横3cm正面脱帽）※スナップ写真でも可

療育手帳

知的障がいのある児童が一貫した療育・援助を受け、さまざまな福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。長野県では、障がいの程度によりA1、A2、B1、B2に区分されます。



● 交付対象

児童相談所または知的障害者更生相談所で知的障害と判断された児童

● 申請

必要書類を揃えて、市役所へ提出してください。

● 判定

原則として児童相談所で受けてください。

● 交付

児童相談所で判定を受けて、手帳が交付された場合、市役所こども福祉課でお渡しします。その際、利用できるサービスの案内をします。

☎ こども福祉課 TEL 33-4767 FAX 36-9119

持って いくもの

- 療育手帳交付申請書
- 診断書 ※2歳未満の場合
- 個人番号（児童）
- 書類提出者の本人確認書類（免許証等）
- 写真添付（縦4cm×横3cm正面脱帽）※スナップ写真でも可
- 身体障害者手帳のコピー（身体障害者手帳所持者のみ）

長野県松本児童相談所

波田9986 → MAP P92

TEL 91-3370 FAX 92-1550

精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある児童が、さまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度によって1級～3級に区分されます。



● 交付対象

統合失調症・気分障害・てんかん等の精神障がいにより、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある児童（知的障がい児においても、上記状況があれば交付されます。）

● 申請

必要書類を揃えて、市役所へ提出してください。

● 交付

県知事から交付された手帳を、市役所こども福祉課でお渡しします。

その際、利用できるサービスの案内をします。

☎ こども福祉課 TEL 33-4767 FAX 36-9119

持って いくもの

- 申請書
- 診断書
- 個人番号（児童）
- 書類提出者の本人確認書類（免許証等）
- 写真添付（縦4cm×横3cm正面脱帽）※スナップ写真でも可

サービス

児童発達支援事業（障害児通所給付）

就学前の障がい児に対して、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練指導等を行います。

● 対象者 心身障がい児

短期入所事業（自立支援給付）

在宅の障がい児・者で介護者（保護者）が一時的に家庭介護できないとき、施設等で介護を行います。

タイムケア事業

在宅の身体障がい児・者、知的障がい児・者及び精神障がい児・者の介護者が一時的に家庭において介護できないときに、隣人や知人または指定された民間福祉団体等で介護サービスを受けられます。

放課後等デイサービス（障害児通所給付）

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み中等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。

※実施場所等、詳しくはこども福祉課へお問い合わせください。

この他の施策・サービスについても市役所のこども福祉課へお問い合わせください。

☎ こども福祉課 TEL 33-4767 FAX 36-9119



障がいのお子さん

手当

▶ 特別児童扶養手当

障がいのある20歳未満の児童を養育している父もしくは母、または養育者に手当が支給されます。(身体障害者手帳・療育手帳等を交付されていなくても申請できる場合がありますので、ご相談ください)



● 1級該当児 … 月額55,350円

身障手帳 1級・2級程度

療育手帳 A程度

● 2級該当児 … 月額36,860円

身障手帳 3級・4級程度

療育手帳 B程度

※ただし、児童福祉施設(通園施設は除く)等に
入所しているときは受けられません。また、所
得制限があります。

問 こども福祉課 給付担当 TEL 33-9855

持って いくもの

- 戸籍謄本(請求者及び児童)
 - 所定の診断書
- ただし、療育手帳A、身体障害者手帳1級から4級の一部まで省略できる場合があります。(内部障害の場合は除きます)
- 請求者名義の通帳
 - あれば身障手帳、療育手帳
- ※請求者(保護者の所得の多い方)、配偶者、扶養義務者および対象児童の個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。

▶ 障害児福祉手当

20歳未満で、日常生活で常時介護を必要とする重度の障がい者に月額15,690円の手当が支給されます。ただし、障がいを事由とする給付(障害年金等)を受けているとき、肢体不自由児施設等に入所しているときは受けられません。また、所得制限があります。



問 こども福祉課 給付担当 TEL 33-9855

持って いくもの

- 身障手帳、療育手帳
 - 認定診断書
 - 障がい者・障がい児名義の預金通帳
- ※請求者(対象児童)および扶養義務者(保護者)の個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。

MEMO

医療

➤ 小児慢性特定疾病医療

慢性疾病にかかり、症状が認定基準を満たす18歳未満のお子さんが、その疾病の治療をする場合、医療保険の自己負担分を助成します。収入に応じて、一部自己負担があります。病名により、該当しない場合がありますので、必ず事前にお問い合わせください。



対象16疾患群	悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患
---------	---

問 こども福祉課 給付担当 TEL 33-9855

➤ 自立支援医療

- 育成医療(18歳未満)
- 更生医療(18歳以上)
- 精神通院医療



心身の障がい除去・軽減するために必要な医療を給付します。

医療費の自己負担が原則1割になります。世帯の所得(市民税課税額)等により、自己負担上限額が設定される場合があります。対象となる医療や申請方法等は、下記窓口もしくは受診されている医療機関にお問い合わせください。あらかじめ申請が必要です。

問 18歳未満＝こども福祉課 育成医療給付担当 TEL 33-9855

精神通院医療 相談支援担当 TEL 33-4767

18歳以上＝障がい福祉課 TEL 34-3212 西部福祉課 TEL 92-3002

➤ 障害者(児)支援医療

松本市福祉医療給付事業として、障がいのあるお子さんを対象に、医療費の自己負担分の一部を助成しています。保険対象自己負担額から高額療養費、附加給付額、公的扶助、受給者負担金(500円)を差し引いた額が支給されます。

0歳から18歳(高校3年生)までの方は、病院・薬局の窓口で、福祉医療の受給者負担金(1か月1医療機関につき500円)を支払うことで、医療サービスを受けることができます。

受給するには申請が必要です。各種手帳を交付された方、転入された方で手帳をお持ちの方は手続きをしてください。

● 対象者

- 身体障害者手帳1級・2級(所得制限なし)
- 身体障害者手帳3級・4級(所得制限あり)
- 療育手帳A1(所得制限なし)
- 療育手帳A2、B1(所得制限あり)
- 特別児童扶養手当1級、2級(所得制限あり)
- 精神障害者保健福祉手帳1級 ※通院のみ(所得制限なし)
- 精神障害者保健福祉手帳2級 ※通院のみ(所得制限あり)

※18歳到達後、最初の3月までは所得制限なしとなります。

問 こども福祉課 給付担当 TEL 33-9855

持って
いくもの

- 健康保険証
- 障害者手帳(証書)等
- 障害者自立支援医療受給者証
- 預金通帳

※転入者は対象児童および扶養義務者(保護者)の個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。

